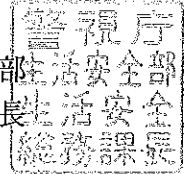




生総. 営1第4044号
平成27年11月20日

一般社団法人
東京都警備業協会会長 殿

警視庁生活安全部
生活安全総務課



「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」
に関する社内体制等の強化について（要請）

平素は、警察業務の各般にわたり深い御理解と御協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）につきましては、平成27年10月5日より個人番号の指定及び通知に関する規定等が施行されています。現在まで、警察庁生活安全局生活安全企画課長から一般社団法人全国警備業協会会長に対し、同法で規定する通知カードの取扱いについては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」について」（平成27年9月18日付け、警察庁丁生企発第551号）により、また、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の漏えい事案等が発生した場合の対応については、「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成27年10月30日付け、警察庁丁生企発第644号）がそれぞれ発出され、傘下団体及び会員企業等に周知をお願いしているところであります。

これらについては、今後、警備業法等各種法令に基づく義務の履行に当たって、例えば、警備員採用時における欠格事由該当性の調査に伴い、本人確認書類として通知カードの提出を求めることは、本来、通知カードが個人番号の本人への通知及び個人番号の確認のためだけに発行されるものであること、また、番号法に基づく個人番号の収集制限があることに鑑みれば、適当ではありません。また、個人番号の記載された公的書類を利用目的を超えて営業所備付書類に添付し、利用及び収集の制限に違反して個人番号を書き取り、複写及び保管するなどの番号法違反のほか、漏えい事案発生時における誤った対応により被害を拡散させてしまう等の不適切な事案の発生が懸念されます。

貴協会におかれましては、傘下の会員に対して、従業員等への教育（研修）等の徹底のほか、業務管理上の社内体制の強化等、番号法に関わる法令違反や個人番号を含む個人情報の漏えい等の未然防止対策について、その周知を図っていただきますようお願いいたします。

【特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の報告先】
警視庁生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03-3581-4321（内線30312）